

# Info 消費税の軽減税率制度について

問 宇和島税務署 ☎0895-22-4511

平成31年10月1日から、消費税率および地方消費税率を合わせた税率が8%から10%へ引き上げられ、それと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されることになりました。

	平成31年10月1日以降	
	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%

## 軽減税率の対象品目

- 酒類・外食を除く飲食料品  
※飲食料品とは、食品表示法に規定する「食品」をいい、人の飲用または食用に供されるもののこと。
- 週2回以上発行される新聞  
※定期購読契約に基づくもの

## 軽減税率の対象品目の売り上げ・仕入れがある事業者の方へ

これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や、記帳などの経理(区分経理)を行っていただくようになります。

※請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシート等の取引の事実を証する書類も含まれます。

※軽減税率の対象商品の売り上げがある免税事業者の方も、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 課税事業者の方へ

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります。

## 消費税軽減税率制度説明会について

宇和島税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を次の日程で開催します。お住まいの地域に限らず、どちらの会場でも出席可能です。

日	時	場 所	対 象 者
10月12日(木)	10:00~11:00	近永公民館2階講堂 ※各回定員120人	鬼北町、松野町の事業者
	14:00~15:00		
10月19日(木)	13:30~14:30	愛南町役場3階大会議室 ※定員100人	愛南町の事業者
10月25日(水)	10:00~11:00	宇和島市役所6階602会議室 ※各回定員60人	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町の事業者
	14:00~15:00		
10月26日(木)	10:00~11:00	宇和島市役所6階602会議室 ※各回定員60人	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町の事業者
	14:00~15:00		

※定員の関係等により、受講できない場合があります。あらかじめご了承ください。  
※説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参ください。

※次の「平成29年分年末調整説明会」でも軽減税率制度の概要を説明します。

日	時	場 所	対 象 者
11月16日(木)	14:00~16:00	近永公民館2階講堂	宇和島市三間町、鬼北町、松野町の方